

子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付の概要

1. 乳児等のための支援給付

乳児等通園支援事業は認定こども園や保育所などと同様に公定価格制度における給付を受けることとなるため、認可とは別に「特定乳児等通園支援事業」として給付の実施主体である門真市の確認を受ける必要があります。

児童福祉法に基づいた認可



子ども・子育て支援法に基づいた確認（給付）

門真市における確認の手続き

【運営に関する基準の確認】

「門真市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、基準を満たしているかを確認する。

【利用定員の設定】

「子ども・子育て支援法」に基づき、門真市子ども・子育て会議で意見を聴取のうえ、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

2. 利用定員の設定と子ども・子育て会議について

利用定員とは、「確認」の手続きの中で設定するものであり、その定員数は施設の認可定員の範囲内とする必要があります。また、設定の際には、審議会その他の合議制の機関等の意見を聴かなければならないと「子ども・子育て支援法」で定められています。

子ども・子育て支援法（抜粋）令和8年4月1日施行

第54条の2

- 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村の確認を受けることができる。
- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
 - 3 市長村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、**第72条第1項の審議会その他の合議制の機関**を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）令和8年度4月1日施行

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (3) 第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること。